

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 山崎 明彦 ）

1. 国連「障害者権利条約」について

1-①

- ① 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

1-②

- ① 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
3. どちらとも言えない
4. その他 [ ]

その理由

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない
4. その他 ( )

その理由

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に関わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない
4. その他 ( )

その理由

4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- ① 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市としても24時間介護が必要ではない。
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

( )

その理由

4-②

- ① ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- 2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他

( )

その理由

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

受診をしやすいようにしたい。健康上、生活上の  
原因は障害を有しない。有するということでは  
ありません。誰にも平等に同一に医療  
サービスを受ける市民総合病院（私立病院も  
含む）建設の必要であると考える

5-②同行援護について

同行を要する必要性がある下同行とする  
より前向きと考える

6. 市民会館について

1日でも早く、50歳前後の便・椅子の良  
市民会館を即時に準備の上、着工すると  
考える

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム (IDF)